

特別徴収義務者のみなさまへ

日頃より住民税の特別徴収につきまして、格別のご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。今年度も、よろしくお願い申し上げます。

1. 令和6年度特別徴収税額の決定通知書について

令和6年1月31日（水）までにご提出いただいた給与支払報告書をもとに住民税の計算をしています。同封の特別徴収税額の決定通知書につきましては、個人情報保護のため、特別徴収義務者用・納税義務者用ともに圧着してお送りしています。納税義務者用（青色）は開封せずにご本人へお渡しください。また、給与所得以外に所得があり、確定申告書または住民税申告書で住民税の納付方法について「給与から差引き（特別徴収）」を選択しなかった方には、6月中旬に普通徴収分の納税通知書と納付書を納税義務者ご本人宛にお送りいたします。

また、令和5年12月22日に閣議決定された税制改正大綱及びそれを受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）に基づき、令和6年度個人住民税の定額減税が実施されることになりました。これに伴い、定額減税が適用される方の給与所得にかかる特別徴収については、令和6年6月分は行わず、令和6年7月分～令和7年5月分の11回で行っていただきます（定額減税適用後の税額を11分割しています）。

※定額減税の対象とならない方については通常通りの徴収方法（原則12回割）となります。

2. 森林環境税について

令和6年6月から森林整備やその促進に充てるため、森林環境税（国税、年間1,000円）が個人住民税と併せて徴収されます。

※防災のための施策に要する費用の財源を確保するための個人住民税均等割の引き上げ措置（年間1,000円）は終了

3. 異動届について

給与所得者が退職などにより、給与の支払いを受けなくなった場合は、異動があった日の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書（以下、「異動届」といいます。）」をご提出いただく必要があります。

異動届を提出する際は、裏面の様式に記入の上、下部の宛先に郵送いただくか、eLTAX（エルタックス）での作成・提出をお願いします。異動届は区ホームページにも掲載しています。

4. 税額通知の電子化について

令和6年度より、特別徴収義務者用及び納税義務者用のそれぞれについて、受取方法の選択ができるようになりました。

■特別徴収義務者用：「電子（正本）」または「書面（正本）」

※「書面（正本）＋電子データ（副本）」による受取方法は廃止となります。

■納税義務者用：「電子（正本）」または「書面（正本）」

税額通知を電子で受け取ることができるのは、eLTAXで給与支払報告書を提出し、受取方法について「電子（正本）」を選択した事業所です。給与支払報告書を書面または光ディスク等により提出した事業所には、「書面（正本）」で送付します。

千代田区役所 税務課 課税係
〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1
電話 03(5211) 4191・4192
平日 午前8時30分～午後5時

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

千代田区長 殿

年 月 日提出

〔
給与支払者
特別徴収者
〕

所在地
〒

フリガナ

氏名又は名称

個人番号
又は法人番号

年 度
1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

特別徴収義務者
指 定 番 号
宛 名 番 号
担 連 当 絡 者 先
所 属
氏 名
電 話
内線 ()

給
与
所
得
者

フリガナ
氏 名
生年月日
個人番号
受給者番号
1月1日
現在の住所
異動後の
住 所

年 月 日

(ア)
特別徴収税額
(年税額)

円

(イ)
徴収済額

円

(ウ)
未徴収税額
(ア) - (イ)

円

異 動 日
年 月 日

異 動 の 事 由

1 退 職
2 転 休
3 死 亡
4 支 払 少 額
5 合 併
6 所 属 変 更
7 そ の 他
〔 事 由 ・ 理 由 〕

異 動 後 の 未 徴 収
税 額 の 徴 収 方 法

1. 特別徴収継続
2. 一 括 徴 収
3. 普 通 徴 収
(本 人 納 付)

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額_____円を
_____月分（翌月10日納入期限分）から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否
(新規の場合のみ記載)

右から
番号を
記入

1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由
右から
番号を
記入

1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日
月 日

徴収予定額
(上記(ウ)と同額)
円

左記の一括徴収した税額は、
_____月分（翌月10日納入期限分）で
納入します。

3. 普通徴収の場合

理由
右から
番号を
記入

1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下である
3. 死亡による退職であるため

※市町村記入欄

記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後 年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 11 これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 12 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 13 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
※印の欄は、記載しないでください。